

「指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム熊谷めぬまの郷」
重要事項説明書

社会福祉法人 梅田福祉会
特別養護老人ホーム熊谷めぬまの郷

当施設は介護保険の指定を受けています。
(埼玉県指定 第1173103548号)

当施設は契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	3
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	21
7. 身元引受人	24
8. 苦情の受付について	24

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 梅田福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 群馬県桐生市梅田町4-1774-4 |
| (3) 電話番号 | 0277-20-5055 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 工藤 三夫 |
| (5) 設立年月 | 平成11年6月14日 |

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設 平成30年4月1日指定
埼玉県 指定 1173103548号
- (2) 施設の目的 社会福祉法人梅田福祉会が開設する特別養護老人ホーム熊谷めぬまの郷が行うユニット型指定介護老人福祉施設の事業の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設でサービスの提供に当たる従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な入所生活介護を提供することを目的とする。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム熊谷めぬまの郷
- (4) 施設の所在地 埼玉県熊谷市飯塚1398-1
- (5) 電話番号 048-579-5800 (紅梅館)
048-579-5440 (白梅館)
- (6) 施設長(管理者)氏名 工藤 エミリ
- (7) 当施設の運営方針 施設は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、入居者一人一人の意志及び人格を尊重し、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことができるよう介護サービスの提供に万全を期するものとする。
- (8) 開設年月 平成 30年 4月 1日
- (9) 入所定員 200人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、全室個室となっております。

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	200室	全室個室
食堂	20カ所	各ユニットに設置
浴室	22カ所	各ユニット(20) 機械浴(2)
医務室	2室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、契約者の心身の状況により居室を変更する場合

があります。その際には契約者やご家族等と協議の上決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名
2. 介護職員	68名以上
3. 生活相談員	2名以上
4. 事務職員	2名以上
5. 看護職員	6名以上
6. 機能訓練指導員	2名以上
7. 介護支援専門員	2名以上
7. 医師（嘱託・非常勤）	1名
8. 管理栄養士	2名以上

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 生活相談員	日中 8:30～17:30
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番：6:00～15:00 20名 遅番：12:00～21:00 20名 日中：8:30～17:30 20名 夜間：21:00～6:00 20名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中：8:30～17:30 4名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者又はご家族等に負担いただく場合があります。 |
|---|

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）*

以下のサービスについては、居住費、食費を除き、ご契約者の負担割合に応じた額が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①居室の提供

②食事

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びに契約者の身体
の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としてい
ます。

（食事時間）

朝食：7：30～8：30 昼食：12：00～13：00

夕食：18：00～19：00

③入浴

- ・契約者の体調をみながら入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な
機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦口腔衛生管理

- ・契約者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔
衛生の管理体制を整備し、各契約者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行いま
す。

⑧その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈サービス利用料金(1日あたり)〉（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付
費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る自己負担額、居室に係る自己負担額の合計

金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、契約者の要介護度に応じて異なります。
表の比率は、入所者：職員の割合です)

1. 入居者の要介護度 サービス利用単位	要介護 1 670 単位	要介護 2 740 単位	要介護 3 815 単位	要介護 4 886 単位	要介護 5 955 単位
2. サービス提供体制 強化加算 II	18 単位/日				
3. 看護体制加算 I 口	4 単位/日				
4. 看護体制加算 II 口	8 単位/日				
5. 夜勤職員配置 加算 II 口	18 単位/日				
6. 個別機能訓練 加算 I	12 単位/日				
7. 個別機能訓練 加算 II	20 単位/月				
8. 口腔衛生管理 加算 II	110 単位/月				
9. 科学的介護推進 体制加算 II	50 単位/月				
10. 協力医療機関 連携加算	100 単位/月				
11. 褥瘡マネジメン ト加算 II	13 単位/月				
12. 高齢者施設等感 染対策向上加算 I	10 単位/月				
13. 介護職員等処遇 改善加算 I	1ヵ月の利用総単位数×0.14				
14. サービス費 総合計	1ヵ月の利用総単位数(処遇改善加算含む)×10.14 ÷介護保険給付率				
15. 食費にかかる 自己負担額	1,700円/日				
16. 居住費にかかる 自己負担額	2,100円/日				
自己負担合計額	(14+15+16)の合計額				

※介護保険給付率は、介護保険負担割合証を参照し1割＝90、2割＝80、3割＝70で算出します。

※各加算は予定であるため、職員体制の状況により金額が変更になる場合がございます。

※上記金額に日用品費、立替金出納管理費は含まれておりません。

※金額の詳細については付属文書の料金案内を参照してください。

☆契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆契約者が、6日以内の入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく利用料金は、下記の通りです。（契約書第25条、第28条参照）

1. サービス利用料金	2460円
2. うち、介護保険から給付される金額	2214円
3. 自己負担額（1－2）	246円

☆7日以上3ヶ月以内の入院をされた場合には、入院されている間、居住費1日2100円を負担いただきます。ただし、入院期間中に居室をショートステイご利用者が使用した場合は、使用した期間の居住費はいただきません。居室を使用させていただく場合は、事前にご相談させていただきます。

◇当施設の居住費・食費の負担額（日額）令和6年7月31日まで

対象者	区分	居住費	食費	
		ユニット個室		
市町村民税世帯非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	利用者負担 第1段階	820円	300円
	合計所得金額＋課税年金収入額＋ 非課税年金の合計額が 80万円以下の方	利用者負担 第2段階	820円	390円
	合計所得金額＋課税年金収入額＋ 非課税年金の合計額が 80万円超120万円以下の方	利用者負担 第3段階①	1310円	650円
	合計所得金額＋課税年金収入額＋ 非課税年金の合計額が 120万円超の方	利用者負担 第3段階②	1310円	1360円

上記以外の方	利用者負担 第4段階	2100円	1700円
--------	---------------	-------	-------

※ 次の A、B いずれかに該当する場合には、特定入所介護サービス費（負担限度額認定）の給付対象となりません。

A：世帯分離をしている配偶者が住民税課税者の方

B：預貯金等が利用者段階別の一定額を超える方（世帯分離をしている配偶者も含む）

第1段階 預貯金等が単身1000万円、夫婦2000万円を超える方

第2段階 預貯金等が単身650万円、夫婦1650万円を超える方

第3段階① 預貯金等が単身550万円、夫婦1550万円を超える方

第3段階② 預貯金等が単身500万円、夫婦1500万円を超える方

◇当施設の居住費・食費の負担額（日額）令和6年8月1日から

対象者	区分	居住費	食費	
		ユニット個室		
市町村 住民税 世帯非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	利用者負担 第1段階	880円	300円
	合計所得金額＋課税年金収入額＋ 非課税年金の合計額が 80万円以下の方	利用者負担 第2段階	880円	390円
	合計所得金額＋課税年金収入額＋ 非課税年金の合計額が 80万円超120万円以下の方	利用者負担 第3段階①	1370円	650円
	合計所得金額＋課税年金収入額＋ 非課税年金の合計額が 120万円超の方	利用者負担 第3段階②	1370円	1360円
上記以外の方	利用者負担 第4段階	2100円	1700円	

※ 次の A、B いずれかに該当する場合には、特定入所介護サービス費（負担限度額認定）の給付対象となりません。

A：世帯分離をしている配偶者が住民税課税者の方

B：預貯金等が利用者段階別の一定額を超える方（世帯分離をしている配偶者も含む）

第1段階 預貯金等が単身1000万円、夫婦2000万円を超える方

第2段階 預貯金等が単身650万円、夫婦1650万円を超える方

第3段階① 預貯金等が単身550万円、夫婦1550万円を超える方

第3段階② 預貯金等が単身500万円、夫婦1500万円を超える方

※第2号被保険者は上記に関わらず、単身で1000万円（配偶者がいる場合2000万円）以下の預貯金等であることが要件です。

居住費・食費（基準費用額）令和6年4月1日から

	居住費（滞在費）		食費
基準費用額	ユニット個室	2100円（1日当たり）	1700円（1日当たり） 朝500円 昼600円 夕600円

（食費の内訳） 1700円/日 （朝：500円 昼：600円 夕：600円）

<その他料金> ※自己負担額は、一割負担の場合について記載

☆その他期間、回数に限られている料金（加算）につきましては、該当になる場合に個別に徴収させていただきます。

- ① 初期加算：1日当たり300円（自己負担額30円）
入所した日から30日以内の期間は初期加算として加算されます。
（30日を超える病院等への入院後に再入所した場合も同様）
- ② 入院・外泊時加算：1日当たり2460円（自己負担246円）
入院及び外泊の場合6日を限度として加算されます。
- ③ 配置医師緊急時対応加算：早朝・夜間の場合 6500円（自己負担6500円/回）
深夜の場合 13000円（自己負担13000円/回）

以下の条件を満たしている場合に加算されます。

- ・入所者に対する緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法及び曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法や診察を依頼するタイミングなどについて、配置医師と施設の間で取り決めがなされていること。
 - ・配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて24時間対応できる体制を確保していること。
 - ・看護体制加算Ⅱを算定していること。
 - ・早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し、診察を行う必要があった理由を記録すること。
- ④ 退所前訪問相談援助加算：1回当たり4600円（自己負担4600円）
家庭復帰のために訪問相談援助をした場合に加算されます。
（入所中原則1回（最高2回）、を限度）
 - ⑤ 退所後訪問相談援助加算：1回あたり4600円（自己負担4600円）
家庭復帰のために訪問相談援助をした場合に加算されます。
（退所後、30日以内1回を限度）
 - ⑥ 退所時相談援助加算：1回当たり4000円（自己負担4000円）
家庭復帰の場合1回を限度として加算されます。
 - ⑦ 退所前連携加算：1回当たり5000円（自己負担5000円）
退所前に家庭復帰後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者との連携をし、調整を行った場合、1回を限度として加算されます。
 - ⑧ 療養食加算：1日当たり60円（自己負担60円）
疾病治療の直接手段として、主治医の発行する食事箋に基づいて提供される契約者

の年齢や症状等に対応した栄養量及び内容を有する療養食が提供された場合に、1日につき3回を限度とし加算されます。

(糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・脂質異常症食(高脂血症食)・痛風及び特別な検査食)

⑨ 経口移行加算：1日当たり280円(自己負担28円)

経管栄養摂取をされている方で、経口摂取をすすめるために医師の指示に基づく栄養管理を行う必要が生じた場合、実際に経口摂取維持への取り組みを実施した場合に加算されます。

⑩ 経口維持加算(Ⅰ)：1月当たり4000円(自己負担400円)

現に経口より食事を摂取するものであって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に算定

⑪ 経口維持加算(Ⅱ)：1月当たり1000円(自己負担100円)

協力歯科医療機関を定めている指定介護老人福祉施設が、経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であつて、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合

* 医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き算定可能

⑫ 口腔衛生管理加算(Ⅰ)：1月当たり900円(自己負担90円)

以下のいずれの基準にも該当していること

- ・ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと
- ・ 歯科衛生士が、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと
- ・ 歯科衛生士が、当該入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること

⑬ 口腔衛生管理加算(Ⅱ) 1月当たり1100円(自己負担110円)

加算(Ⅰ)の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること

⑭ 看取り介護加算Ⅰ：1日当たり720円(自己負担72円) 死亡日以前31～45日

1日当たり1440円（自己負担144円）死亡日以前4～30日
1日当たり6800円（自己負担680円）死亡日の前日・前々日
1日当たり12800円（自己負担1280円）死亡日

医師が医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した方に対し、契約者又は家族等の同意を得て、看取り介護の指針に基づく看取り介護計画を作成し、看取り介護を受けた場合に加算されます。

- ⑮ 看取り介護加算Ⅱ：1日当たり720円（自己負担72円）死亡日以前31～45日
1日当たり1440円（自己負担144円）死亡日以前4～30日
1日当たり7800円（自己負担780円）死亡日の前日・前々日
1日当たり15800円（自己負担1580円）死亡日

配置医師緊急時対応加算（③参照）の条件を整備し、医師が医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した方に対し、契約者又は家族等の同意を得て、看取り介護の指針に基づく看取り介護計画を作成し、看取り介護を受けた場合に加算されます。

- ⑯ 在宅復帰支援機能加算：1日当たり100円（自己負担10円）
⑰ 在宅・入所相互利用加算：1日当たり400円（自己負担40円）
⑱ 認知症専門ケア加算ⅠⅡ：1日当たり30円（自己負担3円）又は1日当たり40円（自己負担4円）

認知症介護について一定の経験を有し、国や自治体を実施する認知症ケアに関する専門研修を修了した者が、介護サービスを提供した場合に加算されます。

- ⑲ 認知症行動・心理症状緊急対応加算：2000円（自己負担200円）
医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した方に対し、入所した日から起算して7日を限度として加算されます。

- ⑳ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）：1日当たり220円（自己負担22円）

- ・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上
- ・勤続10年以上介護福祉士35%以上

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）1日当たり180円（自己負担18円）

- ・介護福祉士60%以上

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）1日当たり60円（自己負担6円）

以下のいずれかに該当すること

- ・介護福祉士50%以上
- ・常勤職員75%以上
- ・勤続7年以上30パーセント以上

*日常生活継続支援加算を算定している場合は加算されません。

- ㉑ 日常生活継続支援加算：ユニット型 1日当たり460円（自己負担46円）

1. (1) (2) (3) のいずれかと、2.3.に該当する場合加算されます。

- (1) 入所者の総数のうち要介護状態区分が要介護 4 若しくは要介護 5 の者の占める割合が 70%の場合
- (2) 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が 65%以上の場合
- (3) 喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が 15パーセント以上の場合
- 2.介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が六又はその端数を増すごとに一年以上であること
- 3.通所介護費等の算定方法第一二号に規定する基準に該当していないこと
- *サービス提供体制強化加算を算定している場合は加算されません。
- ② 排せつ支援加算（Ⅰ）：1月あたり100円（自己負担10円/月）
- 以下の条件を満たすこと
- イ 排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも六月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること
- ロ イの評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること
- ハ イの評価に基づき、少なくとも三月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること
- ③ 排せつ加算（Ⅱ）：1月当たり150円（自己負担15円/月）
- 排せつ支援加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について
- ・施設入所者等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない
 - ・又はおむつ使用ありから使用なしに改善していること
- ④ 排せつ加算（Ⅲ）：1月当たり200円（自己負担20円/月）
- 排せつ支援加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について
- ・施設入所者等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること
- ⑤ 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）：1月当たり30円（自己負担3円/月）
- 以下の条件を満たすこと
- イ 入所者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも三月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該事情等を活用していること

- ロ イの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること
 - ハ 入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者等ごとの状態について定期的に記録していること
 - ニ イの評価に基づき、少なくとも三月に1回、入所者等ごとに褥瘡ケア計画を見直していること
- ②⑥ 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）：1月当たり130円（自己負担13円／月）
褥瘡ケアマネジメント加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のないこと
- ②⑦ 在宅サービスを利用した時の費用
入所者に対して居宅における外泊を認め、当該利用者が介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき5600円（自己負担：560円／日）が加算されます。
- ②⑧ 低栄養リスク改善加算：1月につき3000円（自己負担：300円／月）
低栄養リスクの高い入所者に対して、多職種が協働して低栄養を改善するための計画を作成し、この計画に基づき、定期的に食事の観察を行い、当該入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた栄養・食事調整等を行うなど、低栄養リスクの改善をした場合に加算されます。
- ②⑨ 再入所時栄養連携加算：1回につき2000円（自己負担：200円／回）
介護保険施設の入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合であって、介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関での栄養食事指導に同席し、再入所後の栄養管理について当該医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成し、当該介護保険施設へ再入所した場合に1回に限り算定できます。
- ③⑩ 夜勤職員配置加算：
- (1) 夜勤時間帯の夜勤職員数 夜勤職員の最低基準+0.9名分の人員を多く配置していること
 - (2) 入所者の同行を検知できる見守り機器を入所者数の15%以上に配置していること
 - (3) 施設内に見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること
- ③⑪ 地域加算：1単位あたり10.14円となります。
- ③⑫ 生活機能向上連携加算（Ⅰ）1月当たり1000円（自己負担100円）
訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病

院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士等や医師からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること

理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと

*3月に1回を限度

③③ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)1月当たり2000円(自己負担200円)

*個別機能訓練加算を算定している場合は100単位/月

指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が、当該施設を訪問し機能訓練指導員等と共同して、利用者又は入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること

③④ 個別機能訓練加算(Ⅰ)1日当たり120円(自己負担12円)

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合

③⑤ 個別機能訓練加算(Ⅱ)1月当たり200円(自己負担20円)

個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること

③⑥ 栄養マネジメント強化加算 1日当たり110円(自己負担11円)

- ・管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50(施設に管理栄養士を1名以上配置し、給食管理を行っている場合は70)で除して得た数以上配置すること
- ・低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察(ミールラウンド)を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること
- ・低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は早期に対応すること
- ・入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること

③⑦ ADL維持等加算(Ⅰ):1月当たり300円(自己負担30円)

以下の要件を満たすこと

- イ 利用者等（当該施設等の評価対象利用者機関が6月を超える者）の総数が10人以上であること
 - ロ 利用者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月）において、**BarthelIndex** を適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること
 - ハ 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値（調整済ADL利得）について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いたものを評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること
- ③⑧ ADL維持等加算（Ⅱ）：1月当たり600円（自己負担60円）
ADL維持等加算（Ⅰ）のイとロの要件を満たすこと
評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上であること
以上、条件を満たしている場合に加算される場合があります。
- ③⑨ 安全対策体制加算：1回当たり200円（自己負担20円）
外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること *入所時に1回を限度として算定
- ④⑩ 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）：1月当たり400円（自己負担40円/月）
- ④⑪ 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）：1月当たり500円（自己負担50円/月）
以下のいずれの要件も満たすこと
- ・入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報（科学的介護推進体制加算（Ⅱ）では、加えて疾病の状況や服薬情報等の情報）を、厚生労働省に提出していること
 - ・必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供にあたって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること
- ④⑫ 自立支援促進加算：1月当たり3000円（自己負担300円/月）
以下の条件を満たすこと
- イ 医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも六月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加していること
 - ロ イの医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた者毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること
 - ハ イの医学的評価に基づき、少なくとも三月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること
 - ニ イの医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の

適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること
以上、条件を満たしている場合に加算される場合があります。

④③ 特別通院送迎加算：1月あたり5940円（自己負担額594円）

- ・ 透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合。

④④ 協力医療機関連携加算：1月あたり1000円（自己負担額100円）

- ・ 協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催していること。
- ・ 入所者等の病状が急変した場合において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ・ 高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- ・ 入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

④⑤ 退所時情報提供加算：1回あたり2500円（自己負担額250円）

- ・ 医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定する。

④⑥ 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ：1月あたり100円（自己負担額10円）

- ・ 感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
- ・ 協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関と連携し適切に対応していること。
- ・ 診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修または訓練に1年に1回以上参加していること。

高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ：1月当たり50円（自己負担額5円）

- ・ 診療報酬における感染対策向上加算にかかる届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。

④⑦ 新興感染症等施設療養費：1日あたり2400円（自己負担額240円）

- ・ 入院者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診察、入院調整等を行う医療機関を確保しつつ、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。

④⑧ 業務継続計画未実施減算：所定単位数の3.0%を減算

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

④⑨ 高齢者虐待防止措置未実施減算：所定単位数の1.0%を減算

- ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ・ 虐待の防止のための指針を整備すること
- ・ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること、
- ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

⑤⑩ 生産性向上推進体制加算Ⅰ：1月あたり1000円（自己負担額100円）

- ・ 見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。
- ・ 職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取り組み等を行っていること。
- ・ 1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。

生産性向上推進体制加算Ⅱ：1月あたり100円（自己負担額10円）

- ・ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- ・ 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- ・ 1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供（オンライン提出）を行うこと。

⑤⑪ 介護職員処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

Ⅰ：加算も含めて算定した単位数の1000分の83の相当する単位数

Ⅱ：加算も含めて算定した単位数の1000分の60の相当する単位数

Ⅲ：加算も含めて算定した単位数の1000分の33の相当する単位数

- ・ 介護職員の賃金（退職手当を除く）の改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる）が介護職員処遇改善加算

の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

- ・ 賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- ・ 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。但し、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- ・ 事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- ・ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- ・ 労働保険料の納付が適正に行われていること。
- ・ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - 1 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む）を定めていること。
 - 2 1の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - 3 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - 4 3について、全ての介護職員に周知していること。
 - 5 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。
 - 6 5の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- ・ 平成27年4月から②の届出の日の属する月の前日までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関する者は除く）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。

以上、条件を満たしている場合に加算する。

52 介護職員特定処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ

介護職員の処遇改善については、平成29年度の臨時改定における「介護職員処遇改善加算」の拡充も含め、これまで国が数次にわたる取り組みを行ってきておりますが、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において、『介護人材確保のための取り組みをより一層進めるために、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めることとなりました。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について、月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公

費1000億円を投じ、処遇改善を行う』とされ、2019年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

現行加算（介護職員処遇改善加算）については、平成23年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続する観点から、平成24年度に、当該交付金の対象であった介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設され、その後数次にわたり拡充を図ってきたものです。

2019年度の介護報酬改定においては、介護職員の確保・定着につなげていくため、現行加算に加え、特定加算を創設することとし、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善を行うとともに、介護職員の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、一定程度他の職種の処遇改善を行うことができる柔軟な運用を認めることとなりました。

※ 特定加算は、サービス別の基本サービス費に現行加算を除く各種加算減算を加えた1月当たりの総単位数に、サービス別加算率を乗じた単位数を算定することとし、当該加算は区分支給限度額基準額の算定対象から除外されています。

※ 当事業所では、介護職員特定処遇改善加算Ⅰを算定しております。

介護職員特定処遇改善加算Ⅰ 所定単位数に2.7%を乗じた単位数

介護職員特定処遇改善加算Ⅱ 所定単位数に2.3%を乗じた単位数

《算定要件》

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（介護福祉士の配置等要件）

サービス提供体制強化加算の最も上位の区分

※ 訪問介護にあつては特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）、特定施設入居者生活介護等にあつてはサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ又は入居継続支援加算、介護老人福祉施設等にあつてはサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ又は日常生活継続支援加算）を算定していること。

（現行加算要件）

現行加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること（特定加算と同時に現行加算にかかる処遇改善計画書の届出を行い、算定される場合を含む。）。

（職場環境等要件）

平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての職員に周知していること。

この処遇改善については、複数の取組を行っていることとし、別紙1表3の「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の区分ごとに1以上の取組を行うこと。

（見える化要件）

特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。

具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。

当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。なお、当該要件については2020年度より算定要件とすること。

(特定加算の算定要件)

特定加算を取得するに当たっては、次に掲げる区分に応じて、届け出ること。

イ 特定加算（Ⅰ）については、介護福祉士の配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすこと。

ロ 特定加算（Ⅱ）については、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすこと。

53 介護職員等ベースアップ等支援加算

令和3年11月19日閣議決定「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、令和4年10月以降について令和4年度介護報酬改定を行い、介護職員の収入を3%程度（月額9000円相当）引き上げるための措置を講じるため、介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」という。）が創設されました。

また、ベースアップ等加算を創設により、令和4年2月から9月までの介護職員処遇改善支援補助金による賃上げ効果を継続する観点から、処遇改善加算及び特定処遇改善加算に加え、基本給の引上げによる賃金改善を一定に求めつつ、介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で、他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用を認めることとなりました。

※ ベースアップ等加算は、サービス別の基本サービス費に現行加算を除く各種加算減算を加えた1月当たりの総単位数に、サービス別加算率を乗じた単位数を算定することとし、当該加算は区分支給限度額基準額の算定対象から除外されています。

※ 当事業所では、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定しております。

介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数に1.6%を乗じた単位数

《算定要件》

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(処遇改善加算の取得)

介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得していること。

※ 介護職員処遇改善加算の算定要件については、「12 介護職員処遇改善加算について」を参照。

(賃金改善)

加算の全額を賃金改善に充てること、かつ、賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3以上は介護職員等のベースアップ等（「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」）の引上げに使用すること。

54 介護職員等処遇改善加算（新設：令和6年6月1日から）

介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引き上げを行い、介護職員等の確保に向けて、

介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行うこととなりました。

※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分が認められています。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直すこととします。

- 介護職員等処遇改善加算Ⅰ 所定単位数に14.0%を乗じた単位数
- 介護職員等処遇改善加算Ⅱ 所定単位数に13.6%を乗じた単位数
- 介護職員等処遇改善加算Ⅲ 所定単位数に11.3%を乗じた単位数
- 介護職員等処遇改善加算Ⅳ 所定単位数に9.0%を乗じた単位数
- 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1) 所定単位数に12.4%を乗じた単位数
- 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(2) 所定単位数に11.7%を乗じた単位数
- 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(3) 所定単位数に12.0%を乗じた単位数
- 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(4) 所定単位数に11.3%を乗じた単位数
- 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(5) 所定単位数に10.1%を乗じた単位数
- 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(6) 所定単位数に9.7%を乗じた単位数
- 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(7) 所定単位数に9.0%を乗じた単位数
- 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(8) 所定単位数に9.7%を乗じた単位数
- 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(9) 所定単位数に8.6%を乗じた単位数
- 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(10) 所定単位数に7.4%を乗じた単位数
- 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(11) 所定単位数に7.4%を乗じた単位数
- 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(12) 所定単位数に7.0%を乗じた単位数
- 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(13) 所定単位数に6.3%を乗じた単位数
- 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(14) 所定単位数に4.7%を乗じた単位数

《算定要件》

イ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ賃金改善に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- ① 当該事業所が仮に介護職員等処遇改善加算Ⅳを算定した場合に算定することが見込まれる額の1/2以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。

- ② 当該事業所において、介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りではないこと。
- (2) 当該事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (4) 当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ① 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む）を定めていること。
 - ② 1の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。
 - ③ 職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - ④ ③について、全ての職員に周知していること。
 - ⑤ 職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。
 - ⑥ ⑤の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。
- (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。
- (9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他適切な方法により公表していること。
- (10) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- 介護福祉施設サービスにおける日常生活継続支援加算Ⅰ若しくはⅡ又はサービス提供体制強化加算Ⅰ若しくはⅡのいずれかを届け出ていること。

ロ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ

イ（１）から（９）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員等処遇改善加算Ⅲ

イ（１）①及び（２）から（８）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ニ 介護職員等処遇改善加算Ⅳ

イ（１）①、（２）から（６）まで、（７）①から④まで及び（８）に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ホ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（１）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（１）令和６年５月３１日において現に指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

（２）イ（１）②及び（２）から（１０）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヘ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（２）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（１）令和６年５月３１日において現に指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算Ⅱ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

（２）イ（１）②、（２）から（６）まで、（７）①から④まで及び（８）から（１０）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ト 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（３）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（１）令和６年５月３１日において現に指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅱを届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

（２）イ（１）②及び（２）から（９）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

チ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（４）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（１）令和６年５月３１日において現に指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算Ⅱ、介護職

員等特定処遇改善加算Ⅱ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

- (2) イ(1)②、(2)から(6)まで、(7)①から④まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

リ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(5)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算Ⅱ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していないこと。
- (2) イ(1)②、(2)から(6)まで、(7)①から④まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヌ 介護職員等処遇改善加算Ⅵ(6)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算Ⅱ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅱを届け出ており、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していないこと。
- (2) イ(1)②、(2)から(6)まで、(7)①から④まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ル 介護職員等処遇改善加算Ⅶ(7)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算Ⅲ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
- (2) イ(1)②、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること
- ① 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
- b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- ② 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- b aについて、全ての介護職員に周知していること。

ヲ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（８）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- （１）令和６年５月３１日において現に指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算Ⅰを届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ又はⅡ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- （２）イ（１）（①及び②に係る部分を除く。）及び（２）から（８）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ワ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（９）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- （１）令和６年５月３１日において現に指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算Ⅲ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
- （２）イ（１）②、（２）から（６）まで、（８）及び（９）に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- （３）次に掲げる基準のいずれかに適合すること
 - ① 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - ② 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b aについて、全ての介護職員に周知していること。

カ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（１０）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- （１）令和６年５月３１日において現に指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算Ⅲ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

- (2) イ(1)②、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること
 - ① 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - ② 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b aについて、全ての介護職員に周知していること。

ヨ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（11）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算Ⅱを届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ又はⅡ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) イ(1)（①及び②に係る部分を除く。）、(2)～(6)まで、(7)①から④まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

タ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（12）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算Ⅲ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅱを届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) イ(1)②、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること
 - ① 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - ② 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

レ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（１３）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算Ⅲ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ又はⅡを届け出ていないこと。
- (2) イ（１）（①及び②に係る部分を除く。）、（２）から（６）まで及び（８）に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること
 - ① 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - ② 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b aについて、全ての介護職員に周知していること。

ゾ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（１４）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算Ⅲを届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ又はⅡ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) イ（１）（①及び②に係る部分を除く。）、（２）から（６）まで及び（８）に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること
 - ① 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - ② 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(2)(1) 以外のサービス（契約書第4条参照）*

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①特別な食事（酒を含みます。）

契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②美容

[美容サービス]

月1回、美容師の出張による美容サービス（調髪）を利用いただけます。

利用料金：1回あたり1200円

③貴重品の管理及び立替金出納管理費

契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○お預かりするもの：後期高齢者医療被保険者証

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額認定証

介護保険被保険者証、介護保険負担限度額認定証

介護保険負担割合証、身障者手帳 等

○保管管理者：施設長

○管理方法：手続きの概要は以下の通りです。

- ・保管管理者は契約者の預り品の管理を行います。
- ・保管管理者は預かり品の記録（利用開始時預かり証）を作成し、その写しをご家族等へ交付します。
- ・契約者が退所する場合には、退所時・慰留金品届を作成し、その内容に基づきお預かりしている物を契約者へ引き渡します。また、契約者は、預り品の内容を確認し、受領書へ署名、捺印を行います。

○信書の管理については、事務の代行に必要な場合は書類を保管管理者は開封できるものとします。

○代行事務（立替金出納業務）

- ・医療費、調剤費、散髪費、日用品、生活用品、食品等の立替払い後、領収書原本を家族へ送付し、複写を施設保管する。（各領収書の管理、複写保管、1か月分立替金額内訳作成、各領収書確認、家族に発送（毎月））

○利用料金：1か月当たり 1350円

④レクリエーション、クラブ活動

契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤複写物の交付

契約者及び家族等は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑥電気代

契約者の希望によりテレビ・電気毛布・加湿器等の持ち込みがある場合は電気代をご負担いただきます。

○利用料金：1か月当たり 1500円（入居月の翌月からご負担いただきます）

⑦日用品費（利用者個人又は家族の選択により利用されるもの）

契約者の日常生活に要する費用で、契約者に負担いただくことが適当であるものに係る費用を、契約者の希望により同意を得てからご負担いただきます。

○利用料金：1ヶ月当たり 3000円

⑧日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑨契約書第21条に定める所定の料金

契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
ユニット型 個室	6700円	7400円	8150円	8860円	9550円

(契約者が要介護認定で自立又は要支援と判定された場合：6700円)

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 下記指定口座への振り込み 埼玉りそな銀行 妻沼支店 店番号 577 普通預金 4105273 埼玉りそな銀行 妻沼支店 店番号 577 普通預金 4144215 (白梅館)
イ. 金融機関口座からの自動引き落とし ご利用できる金融機関：埼玉りそな銀行 りそな銀行

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人同愛会 熊谷外科病院
所在地	埼玉県熊谷市佐谷田3811-1
診療科	内科、外科、消化器内科、循環器内科、整形外科、形成外科 皮膚科、肛門外科、脳神経外科、泌尿器科、リハビリテーション科、乳腺外来、糖尿病外来 2次救急指定 労災指定 人間ドック 健康診断 特定健診等
医療機関の名称	社会医療法人鶴谷会 鶴谷病院
所在地	群馬県伊勢崎市境百々421
診療科	内科、循環器内科、呼吸器内科、神経内科、消化器内科 血液内科、糖尿病内科、消化器外科、整形外科、乳腺外科 血管外科、形成外科、肛門外科、脳神経外科、リハビリテーション科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、歯科 2次救急指定 労災指定 人間ドック 健康診断 特定健診等
医療機関の名称	刈部歯科
所在地	埼玉県熊谷市美土里町2丁目195-2
診療科	歯科

6. 施設を退所していただく場合 (契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、契約者に退所していただくこととなります。(契約書第20条参照)

① 契約者が死亡した場合
② 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
③ 平成27年4月1日以降に入所された契約者が要介護認定の更新において、要介護1又は2の認定に変更となり、特例入所の要件に該当すると認められなかった場合
④ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホーム

を閉鎖した場合

- ⑤ 施設の消滅や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ⑥ ホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑦ 入所契約書第 20 条から第 23 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

(1) 契約者又はその家族等からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 2 1 条、第 2 2 条参照）

契約の有効期間であっても、契約者又はその家族等から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が入所契約書第 9 条に定める守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 2 3 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① 契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者による、入所契約書第 6 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払い 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、又は契約者が重大な自傷行為を繰り返す等、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- ⑤ 契約者が 3 ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑥ 契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

- ⑦ 入所契約書第16条第1項から第4項の禁止行為を行った場合
- ⑧ 契約者の身元引受人、家族、関係者が事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者に第三項に類する行為、そのほか暴言、暴行、過度な要求、いやがらせなどを行い、事業運営に支障を生じた場合、または本契約を継続しがたいと事業者が判断した場合

▶ * 契約者が病院等に入院された場合の対応について * (契約書第25条参照)

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。
但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

1日あたり 246円 (入院・外泊時加算)

② 7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。
但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。尚、短期入院の期間内は、上記利用料金をご負担いただきます。また、7日間以上3ヶ月以内の入院中は、居住費をご負担いただきます。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。
この場合には、契約解除後の支援、再入所についてのご相談もさせていただきます。

(3) 円滑な退所のための援助 (契約書第24条参照)

契約者が当施設を退所する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介

7. 身元引受人（契約書第27条参照）

契約締結にあたり、身元引受人は、次に定める責任を負います。

- ① 契約者が疾病等により医療機関に入院する場合に入院申し込み、費用負担等その入院手続きを円滑に遂行する事
- ② 本契約が終了した場合に事業者と協力して契約者の状態に応じた受入先を確保する事
- ③ 契約者が死亡した場合、その契約が終了した場合に速やかに、遺体及び残置品（居室内に残置する日用品や身の回り品等であり、高価品は除く）の引き取り等、必要な処理を行う事

連帯保証人（契約書第28条参照）

契約締結にあたり、連帯保証人は、次に定める責任を負います。

- ① 契約者に発生する利用料の金銭的請求に対する支払い義務を身元引受人が支払い義務を遂行しなかった場合、連帯保証人に対する支払い金を上限50万円とし、この金額範囲の利用料を支払う義務を担う事とする。これを正しく遂行する事

8. 苦情の受付について（契約書第31条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 生活相談員 高山 遼

TEL 048-579-5440

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

8:30～17:30

（2）行政機関その他苦情受付機関

埼玉県 国民健康保険団体連合会	所在地	さいたま市中央区大字下落合1704
	電話番号	048-824-2568
	FAX	048-824-2561
	受付時間	8時30分～17時15分
埼玉県 社会福祉協議会	所在地	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65
	電話番号	048-822-1191
	FAX	048-822-3078
	受付時間	8時30分～17時15分

大里広域 市町村圏組合	所在地 熊谷市曙町2-68 電話番号 048-501-1330 受付時間 8時30分～17時15分
熊谷市役所 長寿いきがい課	所在地 熊谷市宮町2丁目47-1 電話番号 048-524-1111 048-524-1398 (直通) FAX 048-520-2870 048-524-8790 (直通) 受付時間 8時30分～17時15分

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。又、事業の実施に当たり、契約者の情報を把握する必要があるときは、本人及び身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最小限の範囲内で関係する者に、提示又は提供いたします。

- ・介護保険における介護認定の申請及び更新、変更
- ・契約者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供
- ・医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）その他社会福祉団体との連絡調整
- ・契約者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要のある場合
- ・契約者の利用する介護事業所内のカンファレンス
- ・行政の開催する評価会議やサービス担当者会議
- ・その他サービス提供で必要な場合や緊急を要する時の連絡等

特別養護老人ホーム熊谷めぬまの郷

説明者職名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。又、事業の実施に当たり、契約者の情報を把握する必要があるときは、本人及び身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最小限の範囲内で関係する者に、提示又は提供することに同意いたします。

- ・介護保険における介護認定の申請及び更新、変更
- ・契約者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供

- ・医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）その他社会福祉団体との連絡調整
- ・契約者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要のある場合
- ・契約者の利用する介護事業所内のカンファレンス
- ・行政の開催する評価会議やサービス担当者会議
- ・その他サービス提供で必要な場合や緊急を要する時の連絡等

令和 年 月 日

契約者兼利用者

氏名 印
住所

身元引受人（契約者との関係： ）

氏名 印
住所

連帯保証人（身元引受人との関係： ）

氏名 印

住所

電話

私は契約者が事業所の職員から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者（契約者との関係： ）

氏名 印
住所

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨造3階建て 耐火建造物

(2) 建物の延べ床面積 10111.93㎡

(3) 併設（空床利用）事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護（空床型）] 平成30年4月1日指定 埼玉県指定

第 1173103555 号 定員：空床数

[介護予防短期入所生活介護（空床型）] 平成30年4月1日指定 埼玉県指定

第 1173103555 号 定員：空床数

(4) 施設の周辺環境：埼玉県熊谷市北西部に位置し、北は利根川を挟んで群馬県太田市に、西は埼玉県深谷市につながる住宅圏域に立地。周辺には熊谷市立太田小学校や妻沼運動公園が立地し、自然に囲まれた過ごしやすい環境。国道17号線や407号線により広域圏からのアクセスも可能。

(5) 交通手段

1 JR籠原駅より車で15分

2 国道407号「めぬま行政センター交差点」より深谷方面へ車で10分

3 熊谷市ゆうゆうバス JR籠原駅から籠原駅経由妻沼行政センター行「飯塚」バス停下車 徒歩6分 籠原駅から「飯塚」バス停まで15分

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

2名の生活相談員を配置しています。

看護職員…主に契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

6名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…契約者の機能訓練を担当します。

2名（専任）の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員…契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

2名の介護支援専門員を配置しています。

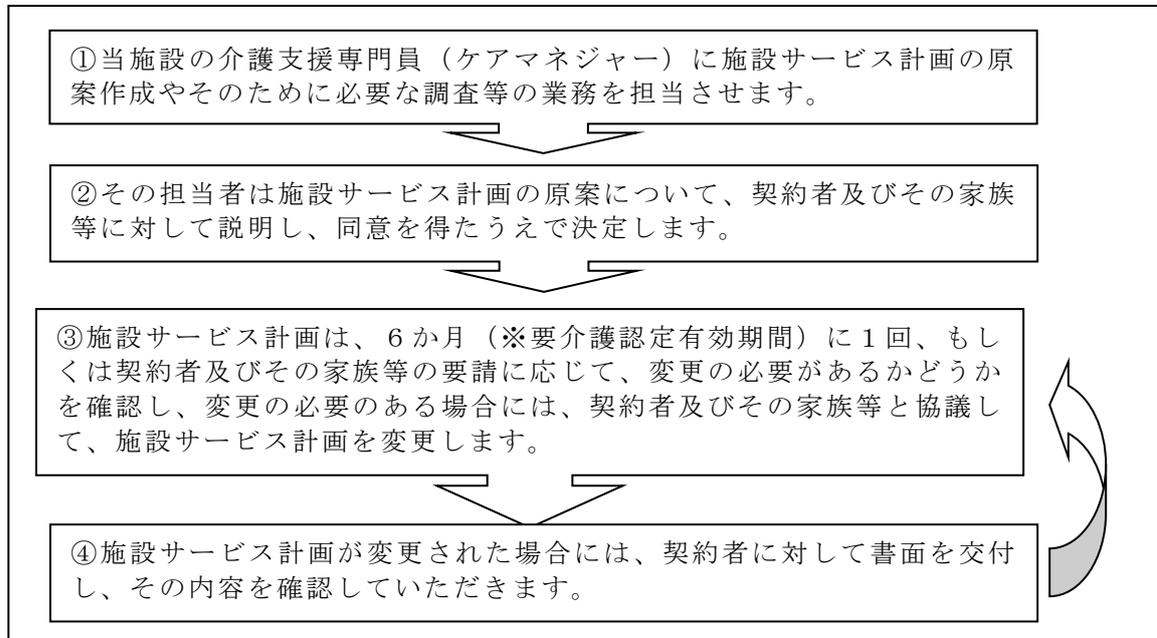
医師…契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の医師を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、契約者から聴取、確認します。
- ③契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た契約者又は家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に契約者の心身等の情報を提供します。
また、契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限*

入所にあたり、身の回り品以外は原則として持ち込むことができません。

(2) 面会

面会時間 9：00～21：00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※なお、来訪される場合、身の回り品以外の持ち込みはご遠慮ください。

(3) 外出・外泊（契約書第28条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前に職員までお申し出下さい。

本人の身体状況や体調などを考慮し、外出の距離や外泊の日数等については、その都度ご相談させていただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5（1）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第15条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第17条、第18条参照）

当施設において、事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. 個人情報の利用目的について

社会福祉法人梅田福祉会では、契約者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定します。

あらかじめ契約者本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことは致しません。

契約者への介護サービスの提供に必要な利用目的

1 当施設内部での利用目的

- (1) 当施設が契約者等に提供する介護サービス
- (2) 介護保険請求業務
- (3) 介護サービスの利用にかかる当施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・入退所等の管理
 - ・会計・経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

2 他の介護保険事業者への情報提供を伴う利用目的

- (1) 当施設が契約者等に提供する介護サービスのうち
 - ・契約者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・その他の業務委託
 - ・契約者の診療等に当り、外部の医師の意見、助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
- (2) 介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託（一部委託を含む）
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- (3) 損害賠償請求などに係わる保険会社等への相談又は届け出等

上記以外の利用目的

1 当施設内部での利用に係わる利用目的

- (1) 当施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・当施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ・当施設において行われる事例研究

2 他の事業所等への情報提供に係る利用目的

- (2) 当施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・外部監査機関への情報提供

8. 身体拘束について

施設理念

社会福祉法人梅田福祉会 特別養護老人ホーム熊谷めぬまの郷では、介護保険制度における介護保険指定基準の身体拘束禁止規定に基づき、契約者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の方法により契約者の行動の制限をいたしません。また、緊急やむを得ないと施設全体で判断する場合には、以下の手続きを経て実施いたします。

1 身体拘束廃止委員会の開催

(1) 委員会構成メンバー

施設長・副施設長・ユニットリーダー・生活相談員・介護職員・介護支援専門員・看護職員・機能訓練指導員

(2) 委員会開催

毎月のワーカー会議内に、必要に応じて開催

(3) 検討内容

3つの要件をすべて満たす状態であるかを確認する。

① 切迫性

契約者本人又は他の利用者の生命、又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替える介護方法が無いこと

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

(4) 委員会にて、慎重検討の結果、三つの要件を満たした「やむを得ない場合」であることが判断された場合は、施設長指示に基づき、下記の手続きに移る。

2 契約者・家族への説明

(1) 家族又は代理人等に連絡し面接する。

(2) 「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に基づいて、生活相談員又はユニットリーダーが詳細な説明を行う。

(3) 説明書記入は生活相談員又はユニットリーダーとする。

(4) 家族又は代理人等の十分な理解と同意を得る。

(5) 「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に署名・捺印を求める。

3 介護記録への記載

(1) 実際に身体拘束を行う場合は、様態・時間・心身の状況・等を記録する。

4 拘束解除を目標に継続的なカンファレンスを行う

(1) 身体的拘束・行動制限が行われている場合は、解除することを目標に、身体拘束廃止委員会において継続的なカンファレンスを行い、検討する。

9. 高齢者虐待防止について

社会福祉法人梅田福祉会では、利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法、介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）第20条で求められている「高齢者虐待の防止等のための措置」を明確にするため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 従業者に対する虐待を防止するための研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの虐待などに関する苦情処理体制の整備
- (3) 施設において業務に従事する職員による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合の速やかな市町村への通報
- (4) サービス提供中において養護者（利用者の家族、高齢者を現に養護する者等）による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合の速やかな市町村への通報

《参考》 高齢者虐待防止法

（養介護施設従事者等による高齢者虐待防止等のための措置）

第20条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

10. 事故発生時の対応

1 事故発生時の対応

当施設において、事業者の責任により利用者に対する指定介護老人福祉施設の提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、利用者の後見人又は身元引受人等関係者、介護支援専門員等に連絡、報告を行うとともに、ご利用者の生命の安全の確保を最優先にした対応を講じます。

また、発生した事故については、事故報告書を作成し職員間で確認するとともに、事故防止委員会において原因を究明し、再発防止のための対策を講じます。

2 損害賠償

事業所は、サービス提供により利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、天災地異等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、施設に故意過失がない場合はこの限りではありません。また、利

利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者及び身元引受人と協議いたします。

3 損害賠償がなされない場合

利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項又はサービス実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して発生した場合や、利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して発生した場合、利用者が施設の指示、依頼に反して行った行為に専ら起因して発生した場合には、損害賠償がなされない場合があります。

1 1. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

1 2. 介護職員処遇改善加算について

介護人材に対する処遇改善と競合する他産業との賃金差を解消する観点から「ニッポン1億総活躍プラン」における「未来への投資を実現する経済対策」として平成28年8月に閣議決定され、介護人材に対する月額平均1万円相当の処遇改善を行うために、現行の加算の見直しを行い、報酬の中に位置づけたものが「介護職員処遇改善加算」となります。

また、介護職員の処遇改善が後退しないよう現行の加算の仕組みは維持しつつ、さらなる資質向上の取り組みや雇用管理の改善、労働環境の改善の取り組みを進める事業所を対象とし、さらなる上乘せ評価を行うために加算率の見直しがなされております。

※ 所定単位数は、基本サービス費に各種加算や減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度額基準額の算定対象から除外されています。

※ 当事業所では、介護職員処遇改善加算Ⅰを算定しております。

介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数に8.3%を乗じた単位数

介護職員処遇改善加算Ⅱ 所定単位数に6.0%を乗じた単位数

介護職員処遇改善加算Ⅲ 所定単位数に3.3%を乗じた単位数

《算定要件》

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- ① 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- ② 指定介護老人福祉施設において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- ③ 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- ④ 当該指定介護老人福祉施設において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- ⑤ 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- ⑥ 当該指定介護老人福祉施設において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。
- ⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - 1 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む）を定めていること。
 - 2 1の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - 3 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - 4 3について、全ての介護職員に周知していること。
 - 5 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。
 - 6 5の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- ⑧ 平成27年4月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

1.3. 介護職員等特定処遇改善加算について

「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りな

から、介護職員の更なる処遇改善を進める。具体的には、ほかの介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。」とされ、2019年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において、介護職員等特定処遇改善加算を創設されることとなりました。

※ 所定単位数は、基本サービス費に各種加算や減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度額基準額の算定対象から除外されています。

※ 当事業所では、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを算定しております。

介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 所定単位数に2.7%を乗じた単位数

介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 所定単位数に2.3%を乗じた単位数

《賃金改善以外の要件に係る記載》

特定加算を取得しようとする介護サービス事業者等は、次に掲げる要件に基づく加算の算定要件に応じて、介護職員等特定処遇改善計画書に記載して届け出ること。

(介護福祉士の配置等要件)

サービス提供体制強化加算の最も上位の区分(介護老人福祉施設等においてはサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ又は日常生活継続支援加算)を算定していること。

(現行加算要件)

現行加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること(特定加算と同時に現行加算にかかる処遇改善計画書の届出を行い、算定される場合も含む)。

(職場環境等要件)

平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善(賃金改善を除く。)の内容をすべての職員に周知していること。この処遇改善については、複数の取組を行っていることとし、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の区分ごとに1以上の取組を行うこと。

(見える化要件)

特定加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等により公表していること。具体的には、介護サービスの情報公開制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を記載すること。

当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページ

を活用する等、外部から見える形で公表すること。

なお、当該要件については2020年度より算定要件とすること。

(特定加算の算定要件)

特定加算を取得するに当たっては、次に掲げる区分に応じて、届け出ること。

イ 特定加算（1）については、介護福祉士の配置要件、現行加算要件、職場環境要件及び見えるか要件のすべてを満たすこと。

ロ 特定加算（2）については、現行加算要件、職場環境等要件及び見えるか要件のすべてを満たすこと。

14. 業務継続計画の策定について

事業者は、感染症や自然災害が発生した場合において、必要な介護サービスを継続的に提供するため、次の各号に定める措置を講ずるものとします。

- (1) 感染症発生時及び自然災害発生時の業務継続計画の策定
- (2) 従業者に対する感染症や自然災害が発生した場合に必要な介護サービスを継続的に提供するための研修の実施
- (3) 従業者に対する感染症や自然災害が発生した場合に必要な介護サービスを継続的に提供するための訓練の実施

15. ハラスメント対策について

事業者は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとします。

- (1) 施設におけるセクシュアルハラスメント防止のための方針の明確化と相談体制の整備
- (2) 施設におけるパワーハラスメント防止のための方針の明確化と相談体制の整備
- (3) 施設におけるカスタマーハラスメント防止のための方針の明確化と相談体制の整備

16. 介護職員等ベースアップ等支援加算について

令和3年11月19日閣議決定「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、令和4年10月以降について令和4年度介護報酬改定を行い、介護職員の収入を3%程度（月額9000円相当）引き上げるための措置を講じるため、介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」という。）が創設されました。

また、ベースアップ等加算を創設により、令和4年2月から9月までの介護職員処遇

改善支援補助金による賃上げ効果を継続する観点から、処遇改善加算及び特定処遇改善加算に加え、基本給の引上げによる賃金改善を一定に求めつつ、介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で、他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用を認めることとなりました。

※ ベースアップ等加算は、サービス別の基本サービス費に現行加算を除く各種加算減算を加えた1月当たりの総単位数に、サービス別加算率を乗じた単位数を算定することとし、当該加算は区分支給限度額基準額の算定対象から除外されています。

※ 当事業所では、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定しております。
介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数に1.6%を乗じた単位数

《算定要件》

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(処遇改善加算の取得)

介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得していること。

※ 介護職員処遇改善加算の算定要件については、「12 介護職員処遇改善加算について」を参照。

(賃金改善)

加算の全額を賃金改善に充てること、かつ、賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3以上は介護職員等のベースアップ等（「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」）の引上げに使用すること。

17. 介護職員等処遇改善加算について（新設：令和6年6月1日から）

介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引き上げを行い、介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行うこととなりました。

※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分が認められています。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直すこととします。

介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に14.0%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数に13.6%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数に11.3%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数に9.0%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1)	所定単位数に12.4%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(2)	所定単位数に11.7%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(3)	所定単位数に12.0%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(4)	所定単位数に11.3%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(5)	所定単位数に10.1%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(6)	所定単位数に9.7%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(7)	所定単位数に9.0%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(8)	所定単位数に9.7%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(9)	所定単位数に8.6%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(10)	所定単位数に7.4%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(11)	所定単位数に7.4%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(12)	所定単位数に7.0%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(13)	所定単位数に6.3%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(14)	所定単位数に4.7%を乗じた単位数

《算定要件》

イ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (11) 介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ賃金改善に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- ① 当該事業所が仮に介護職員等処遇改善加算Ⅳを算定した場合に算定することが見込まれる額の1/2以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。
- ② 当該事業所において、介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者(以下「経験・技能のある介護職員」という。)のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りではないこと。
- (12) 当該事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等

処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

- (13) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (14) 当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (15) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (16) 当該事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。
- (17) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - ① 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む）を定めていること。
 - ② 1の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。
 - ③ 職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - ④ ③について、全ての職員に周知していること。
 - ⑤ 職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。
 - ⑥ ⑤の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。
- (18) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。
- (19) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他適切な方法により公表していること。
- (20) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

介護福祉施設サービスにおける日常生活継続支援加算Ⅰ若しくはⅡ又はサービス提供体制強化加算Ⅰ若しくはⅡのいずれかを届け出ていること。

ロ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ

イ (1) から (9) までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員等処遇改善加算Ⅲ

イ (1) ①及び(2) から (8) までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ニ 介護職員等処遇改善加算Ⅳ

イ (1) ①、(2) から (6) まで、(7) ①から④まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ホ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（１）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- （３）令和６年５月３１日において現に指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

- （４）イ（１）②及び（２）から（１０）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヘ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（２）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- （３）令和６年５月３１日において現に指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算Ⅱ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

- （４）イ（１）②、（２）から（６）まで、（７）①から④まで及び（８）から（１０）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ト 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（３）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- （３）令和６年５月３１日において現に指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅱを届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

- （４）イ（１）②及び（２）から（９）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

チ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（４）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- （３）令和６年５月３１日において現に指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算Ⅱ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

- （４）イ（１）②、（２）から（６）まで、（７）①から④まで、（８）及び（９）に掲げる基準のいずれにも適合すること。

リ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（５）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- （３）令和６年５月３１日において現に指定施設サービスに要する費用の額の算定に

関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算Ⅱ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

- (4) イ(1)②、(2)から(6)まで、(7)①から④まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヌ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(6)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (3) 令和6年5月31日において現に指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算Ⅱ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅱを届け出ており、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

- (4) イ(1)②、(2)から(6)まで、(7)①から④まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ル 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(7)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (4) 令和6年5月31日において現に指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算Ⅲ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

- (5) イ(1)②、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (6) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること

- ① 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

- ② 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

ヲ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(8)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (3) 令和6年5月31日において現に指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定施設サービス等介護給

付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算Ⅰを届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ又はⅡ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

- (4) イ(1)(①及び②に係る部分を除く。)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ワ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(9)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (4) 令和6年5月31日において現に指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算Ⅲ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

- (5) イ(1)②、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (6) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること

① 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

② 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

カ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(10)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (4) 令和6年5月31日において現に指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算Ⅲ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

- (5) イ(1)②、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (6) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること

① 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

② 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

ヨ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（１１）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 令和6年5月31日において現に指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算Ⅱを届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ又はⅡ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(4) イ（１）（①及び②に係る部分を除く。）、（２）～（６）まで、（７）①から④まで及び（８）に掲げる基準のいずれにも適合すること。

タ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（１２）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(4) 令和6年5月31日において現に指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算Ⅲ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅱを届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(5) イ（１）②、（２）から（６）まで、（８）及び（９）に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(6) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること

① 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

② 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

レ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（１３）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(4) 令和6年5月31日において現に指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算Ⅲ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改

善加算Ⅰ又はⅡを届け出ていないこと。

- (5) イ(1)(①及び②に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (6) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること
 - ① 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - ② 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b aについて、全ての介護職員に周知していること。

ソ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(14)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (4) 令和6年5月31日において現に指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算Ⅲを届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ又はⅡ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (5) イ(1)(①及び②に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (6) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること
 - ① 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - ② 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b aについて、全ての介護職員に周知していること。